

中央労基協 Report

令和8年2月

《トピックス》

◇令和8年度の雇用保険料率（案）が示されました◇

厚生労働省から、昨年12月19日に開催された労働政策審議会（厚生労働大臣の諮問機関）の「第208回職業安定分科会雇用保険部会」での資料が公表されました。

これによると、令和8年度の雇用保険料率については、前年度から0.1%（労働者負担分0.05%、事業主負担分0.05%）引き下げることとされています。

下記のような案が示されています。（一般の事業について）

雇用保険料率（全体） 令和7年度 1.45 % 一引下げ ➡ 令和8年度 1.35 %

◇労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会報告◇

労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会（第127回）は令和8年1月14日、労災保険制度の見直しについて検討を行った結果を報告しました。

この報告を受けて、厚生労働省においては、法的整備を含めた所要の措置を講ずることが適当であるとした。

＜要旨抜粋＞

①暫定任意適用事業について

暫定任意適用事業は廃止し、労災保険法を順次、強制適用することが適当である。

②家事使用人について

災害補償責任も含め労働基準法が家事使用人に適用されることになった場合には、労災保険法を強制適用することが適当である。

③遺族（補償）等年金について

遺族（補償）等年金における夫と妻の支給要件の差は解消することが適当である。

解消するに当たっては、被扶養利益の喪失の補填という観点を踏まえ、夫のみに課せられた支給要件を撤廃することが適当である。

④メリット制について

メリット制には一定の災害防止効果があり、また、事業主の負担の公平性の観点からも一定の意義が認められることから、メリット制を存続させ適切に運用することが適当であるが、継続的にその効果等の検証を行うことが適当である。

⑤労災保険給付が及ぼす徴収手続の課題について

事業主に早期の災害防止努力を促す等の観点から、労災保険給付の支給決定（不支給決定）の事実を、同一災害に対する給付種別ごとの初回の支給決定等に限り、労働保険の年度更新手続を電子申請で行っている事業主に対して情報提供することが適当である。

※詳しくは、厚生労働省ホームページでご確認ください。

発行所 // 公益社団法人 東京労働基準協会連合会 中央労働基準協会支部 発行人 // 古賀睦之 編集人 // 古川内和好
〒102-0084 東京都千代田区二番町9番地8 TEL03-3263-5060 FAX 03-3263-6485 <https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>

* 中央労働基準協会支部ホームページの会員専用パスワードは、「**toukirenchuo**」です。

令和8年2月は第2回化学物質管理強調月間です！

スローガン： **慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方**

「化学物質管理強調月間」は、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることを目的としており、今年が第2回目となります。

実施期間： 令和8年2月1日から令和8年2月28日まで

事業者・労働者の実施事項

- ① リスクアセスメントの実施等日常の化学物質管理の総点検を行う
- ② 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ③ スローガン等の掲示
- ④ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ⑤ 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施



※化学物質の製造又は取扱いをする事業場は業種・事業規模を問わず、化学物質管理者の選任やリスクアセスメント等に基づく適切な管理等が義務付けられています。

下記の二次元コード

「化学物質管理強調月間特設サイト」から、

「職場の化学物質管理をチェックしてみよう」に進んでいただき、上記①の「日常の化学物質管理の総点検」を実施してください。

特設サイト



慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方

2月 は**化学物質管理強調月間**

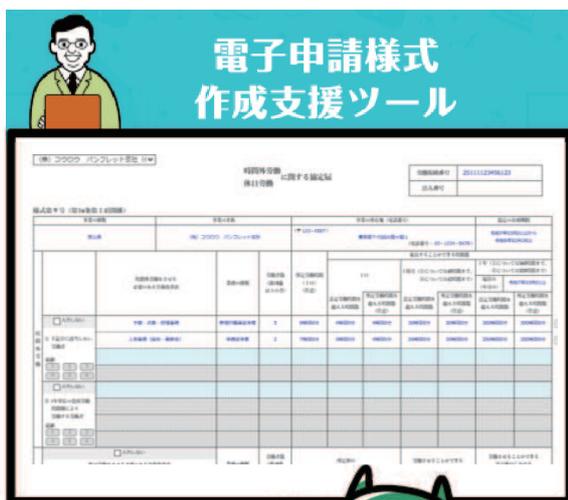
労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」から 電子申請ができるようになりました!!



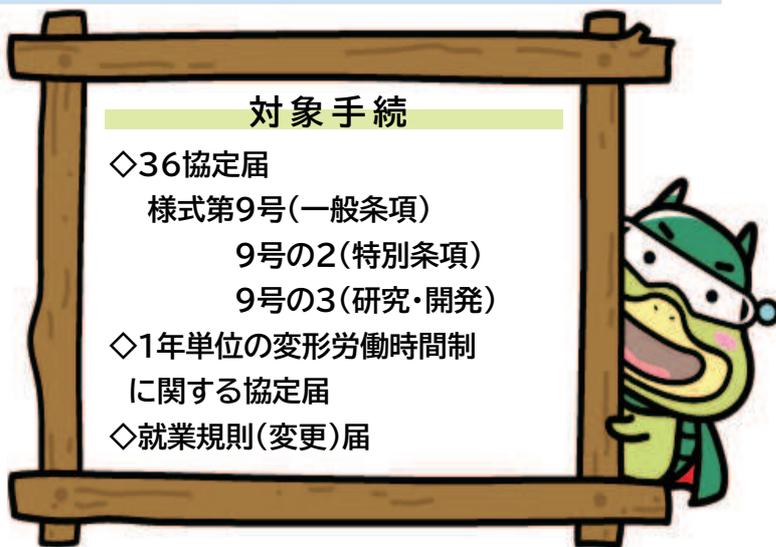
「確かめよう労働条件」を使うと
4つの機能で電子申請が便利に!!

◇ 詳細は裏面へ

- 1 内容の異なる協定等の一括届出機能 → 作業負担を軽減!
- 2 本社一括届出のCSVファイル自動作成機能 → ファイル作成が不要!
- 3 届出先の労働基準監督署の自動選択機能 → 検索作業が不要!
- 4 次回届出時のリマインド・複写機能 → 次回届出を効率化!



電子申請様式 作成支援ツール



対象手続

- ◇36協定届
様式第9号(一般条項)
9号の2(特別条項)
9号の3(研究・開発)
- ◇1年単位の変形労働時間制
に関する協定届
- ◇就業規則(変更)届

以下のとおり検索いただき、
ウェブサイトへアクセスして
ご利用ください。

確かめよう労働条件 検索



ポイント 1 内容の異なる協定等の一括届出機能

e-Gov電子申請では、協定等の内容が本社と異なる場合、事業場の数だけ別々に届出作業を行う必要がありますが、このポータルサイトを使えば、協定等の内容が同一の事業場ごとにまとめて届出作業を行うことができ、また、作成した数種類の内容の異なる届出を一括して届け出ることができます。

ポイント 2 本社一括届出のCSVファイル自動作成機能

e-Gov電子申請では、本社一括届出を行う際は「対象事業場一覧作成ツール」を用いて作成したCSVファイルを添付いただく必要がありますが、このポータルサイトを使えば、ポータルサイト上で入力した内容をもとに自動的にCSVファイルが作成・添付されます。

ポイント 3 届出先の労働基準監督署の自動選択機能

e-Gov電子申請では、事業場の所轄労働基準監督署を検索して、届出先を確認する必要がありますでしたが、このポータルサイトを使えば、事業場の所在地情報を入力するだけで、所轄労働基準監督署が自動選択されますので、届出先誤りを防止することができます。

ポイント 4 次回届出時のリマインド・複写機能

36協定届と1年変形届については、協定の有効期間が満了する30日前に、登録されたメールアドレスあてにリマインドメールを送信します。

また、e-Gov電子申請では、次回届出時には一から届出作業を行う必要がありますが、このポータルサイトを使えば、前回届出時の内容を複写して初期表示し、変更点のみ修正して届け出ることができます。

具体的な使い方は、ウェブサイトに掲載の利用案内をご確認ください

https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/support_1.html



お問い合わせ先

- Q. アカウントの作成方法がわからない
- Q. ツールを操作していたらエラーが表示された

- Q. 届出等の記載内容や法令・制度について教えて欲しい
- Q. 本社一括届出について教えて欲しい

ツールの操作方法に関する
お問い合わせ先

法令・制度に関する
お問い合わせ先

以下リンク先の
お問い合わせ窓口

<https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/support.html>



最寄りの労働基準監督署

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html



(R7.3)



受験申請はオンラインで!

安全衛生免許・資格試験申請システムが
アシストします!

受験申請は
こちらから



労働安全衛生法に基づく免許試験

- 特級ボイラー技士
- 一級ボイラー技士
- 二級ボイラー技士
- 特別ボイラー溶接士
- 普通ボイラー溶接士
- ボイラー整備士
- クレーン・デリック運転士
- 移動式クレーン運転士
- 揚貨装置運転士
- 発破技士
- ガス溶接作業主任者
- 林業架線作業主任者
- 第一種衛生管理者
- 第二種衛生管理者
- 高圧室内作業主任者
- エックス線作業主任者
- ガンマ線透過写真撮影作業主任者
- 潜水士

メリット①



受験申請書の
取り寄せ不要

メリット②



コンビニ払いや
クレジットカードで
支払い可能

メリット③



申請の振込
手数料不要

メリット④



顔写真は
アップロードでOK

メリット⑤



マイページで
領収書をダウンロード

オンライン申請から受験までの流れ

STEP
1

オンライン申請から
アカウントを作成する



受験申請システムで、アカウントを作成し、**マイページにログイン**します。

STEP
2

試験の種類について
確認する



試験の種類によって、**受験資格や試験日程**、**必要な提出書類や申請方法**も異なります。

STEP
3

申請方法を確認し、
申請する



申請方法は**2種類**あり、
申し込みから支払いまでネットで完結する
「**オンライン完結**」の方法と、提出書類と印刷した
申請書を郵送する「**オンライン+郵送**」の
方法があります。再受験時は、どの試験の
種類でもオンライン申請が可能です。

オンライン申請の 2つの方法

試験の種類によって申請方法が異なります

①



オンライン完結

オンライン完結は、受験する試験の
種類を選択し、受験申請に必要な書
類や顔写真をシステム上にアップ
ロードし、試験手数料の支払いまで
をオンラインで完結できます。

②



オンライン+郵送

オンライン+郵送は、受験申し
込みと試験手数料の支払いは
システム上で行い、別途、提出
書類と印刷した申請書を郵送
する方法です。

または

STEP
4

受験する



受験日当日になりましたら、
申請時に選択した**試験会場**にて受験してください。

受験後の流れ

郵送にて受験結果をお知らせします。

合格された方は、**ホームページ**で合格後の手続きをご確認ください。



申請に関する Q&A

Q. 再申請について

A. 同一の免許試験の種類
を再受験される方は、オ
ンライン完結で受験申
請いただけます。

Q. 書面申請は？

A. 従来の書面による申請も可能です。「作業環
境測定法に基づく作業環境測定士試験」と「労
働安全衛生法に基づく労働安全・労働衛生コ
ンサルタント試験」は、書面のみ対応します。

Q. もっと知りたい!

A. 安全衛生技術試験協会の
ホームページで、試験科目・
試験時間や受験資格、免除
科目をご確認ください。

お電話にてお問い合わせを受付けております。

【電子申請の方法に関するお問い合わせ先】

安全衛生技術試験協会…………… 03-5275-2366

【試験の実施・申請状況の確認などに関するお問い合わせ先】

北海道安全衛生技術センター…………… 0123-34-1171

東北安全衛生技術センター…………… 0223-23-3181

関東安全衛生技術センター…………… 0436-75-1141

関東安全衛生技術センター東京試験場 …… 03-6432-0461

中部安全衛生技術センター…………… 0562-33-1161

近畿安全衛生技術センター…………… 079-438-8481

中国四国安全衛生技術センター…………… 084-954-4661

九州安全衛生技術センター…………… 0942-43-3381

〈お電話対応可能時間〉月曜日から金曜日 8時30分から17時 土日祝、5月1日および年末年始(12月29日~1月3日)は休業いたします。



公益財団法人 安全衛生技術試験協会

〒101-0065 東京都千代田区西神田3-8-1
千代田ファーストビル東館9階

詳細につきましては、ホームページをご覧ください。
<https://www.exam.or.jp>



労災保険給付に関するQ & A

Q1 労災事故に伴う療養にあたり、移送費（通院費）が支給される具体的な要件及び支給対象とならない事例などを教えて下さい。

A1 労働災害による療養のため必要であると判断される場合については「通院費」が支給されます。その範囲は「療養上相当であるとして政府が認めるものに限る」とされていますので、例えば、手の負傷で歩行は可能であるにも関わらずタクシーを使ったりした場合等、支給要件に合致しない場合には支給されない場合があります。

【移送とは】

移送とは、傷病労働者を輸送することをいい、災害現場、自宅等から医療機関への移送、転医、対診のための移送、通院に伴う移送等がある。

移送は、入院の必要性が生じ、病院、診療所へ収容する場合、労働基準監督署長の勧告による転医及び医師の指示による転医、対診の場合及び次に該当する指定医療機関に通院する場合に認めることとなっています。

- ①通院距離が住居地又は勤務地から片道2キロメートル以上であり、
 - イ 同一市町村内の傷病に適した医療機関
 - ロ 同一市町村内に傷病に適した医療機関がない場合、又は利便性が高いと認められる場合の隣接する市町村内の傷病に適した医療機関
 - ハ 同一市町村内及び隣接する市町村内に傷病に適した医療機関がない場合の最寄りの傷病に適した医療機関
- ②傷病の症状の状態からみて、交通機関を利用しなければ通院することが著しく困難である場合における傷病に適した医療機関
 - ※住居地又は勤務地から片道2キロメートル未満の通院であっても、交通機関を利用しなければ通院することが著しく困難である場合には認められる場合がある
- ③労働基準監督署長が診療を受けることを勧告した医療機関

なお、通院の起点は、住居地と勤務地の2か所となることから、住居地又は勤務地の何れかが「診療機関と同一・隣接の市区町村」に所在している場合、他方が診療機関と同一・隣接の市区町村でなくとも片道2キロメートルであれば、他方の通院費は認められる。

《支給されない場合の例として》

公共交通機関で通院が可能にもかかわらずタクシーを使った場合や、住居地又は勤務地の近くに（2キロメートル未満）診療可能な指定医療機関があるにもかかわらず、遠方の指定医療機関に通院した場合などは、支給されない場合があります。

※ 詳しいことは、最寄りの労働局又は労働基準監督署へお問合せください。

令和7・8年度講習カレンダー〔令和7年2月～令和8年5月〕

講習申込は3か月前の1日からできます

HPトップページ 



講習名		月	2月	3月	令和8年 4月	5月
技能講習	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 技能講習			4(水) 6(金)	22(水) 24(金)	
	特定化学物質及び 四アルキル鉛等作業主任者技能講習					14(木) 15(金)
	石綿作業主任者技能講習			11(水) 12(木)		
法定講習等	安全管理者選任時研修					21(木) 22(金)
	化学物質管理者講習 (取扱い事業場向け 1日間)		4(水)			19(火)
	雇入れ時の安全衛生教育				8(水) 14(火) 15(水)	
受験準備講習	衛生管理者試験受験準備講習 【第1種 3日間】		17(火) 19(木)			
	衛生管理者試験受験準備講習 【第2種 2日間】		17(火) 18(水)			
	衛生管理者試験受験準備講習 【特例第1種 1日間】		19(木)			
人事労務講習等	基礎講座 新規労務担当者向け講習 社会保険(健保・年金)基礎講座					26(火) 27(水)
	女性活躍推進セミナー		13(金) 会場:日比谷コンベンションホール			

無料講習!!

★講座は[2回セット]で申し込みと割引価格で受講できます。2回セットでお申込の場合、第1回目の講習日をキャンセル規定基準日とします。
 ※会員とは、東基連本部・支部(中央・上野・王子・足立荒川・亀戸・江戸川・八王子・立川・青梅及び三鷹の各労働基準協会支部)会員をいいます。
 ※講習等の日程、内容及び受講費に関しましては、変更になる場合がございます。ご了承ください。
 ※社内教育をご検討される場合、委託講習の相談も承ります。【東京都内限定 20名以上 日程・内容・講師調整等が必要な為お早めにご相談下さい】

2026/1/16現在



中央労働基準協会支部 会員限定

応急手当普及員による
「AED使用方法と救命手順のポイント」 “無料”講習会

AEDが必要になったとき、ためらっている時間はありません。
正しい知識を持ち、冷静に対応できる準備をしておきましょう!



アナタの職場の会議室で出張無料講習!

◎ 所要時間30～40分程度を予定(応相談)

東京都内限定!





事業所単位・部署単位等、社員研修の一コマに!

◎ 少人数でも対応可能です。日程調整等、お気軽にご相談ください!

お問い合わせ先

(公社) 東京労働基準協会連合会 中央労働基準協会支部
講習課 TEL 03-3263-5060 (平日9:00～17:00)
AED無料講習申込専用フォーム《会員限定》 <https://customform.jp/form/input/211018>

AED無料講習申込専用フォーム



AEDで・・・アナタが救える命がある!